

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
公告	2

告示

- 公共測量実施の通知(六四九・建設管理課)……………1
- 道路区域の変更(六五〇、六五一・道路課)……………1
- 建築基準法による指定確認検査機関の指定(六五二・建築住宅課)……………2

告示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)二件……………2
- 土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)……………2
- 土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………2
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………2
- 土地改良区の役員の就任の届出(平鹿地域振興局農林部)……………3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)……………3
- 公安委員会告示……………3
- 警備員指導教育責任者に係る講習会の実施(二三・生活安全企画課)……………4

告示

- 秋田県告示第六百四十九号……………
- 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において……………

秋田県告示第六百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年八月二十九日

秋田県知事 寺田典城

準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり仙北市長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十八年八月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧	日三市角館線	仙北市角館町川原字川原二六番一地从先から川原町六六番六地先まで	七・〇〇〇～二三・〇〇〇	一・三六八
			仙北市角館町川原字川原二六番一地从先から川原町六六番六地先まで	七・〇〇〇～二三・〇〇〇	一・三六八
新	旧	日三市角館線	B	一〇・四〇〇～六五・六〇〇	一・三八二
			A	一〇・四〇〇～六五・六〇〇	一・三八二

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面の縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年八月二十九日から同年九月十一日まで

秋田県告示第六百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年八月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧	上郷仁賀保線	にかほ市大竹字硫黄谷地四〇番五から字硫黄谷地三三番二まで	一九・九〇〇～三三・五〇〇	〇・一〇九
			上郷仁賀保線	一七・八〇〇～二七・五〇〇	〇・一〇九

- 二 道路の区域を表示した図面の縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年八月二十九日から同年九月十一日まで

秋田県告示第六百五十二号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条の二第一項及び第七条の二第一項(これらの規定を同法第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、

次のとおり指定確認検査機関を指定したので、同法第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、公示する。
 平成十八年八月二十九日
 秋田県知事 寺田典城

株式会社秋田建築確認検査機関	秋田市新屋日吉町九番五十二号	建築基準法に基づく指定資格 検査機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)第十五条(第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号を除く。)に掲げる区分	秋田県の区域	秋田市新屋日吉町九番五十二号	平成十八年七月三十一日
----------------	----------------	--	--------	----------------	-------------

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年八月二十九日
 秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十八年七月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人世界永続農業協会秋田県文化事業団
- 三 代表者の氏名
小玉得太郎
- 四 主たる事務所の所在地
秋田市千秋矢留町二番四十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、大自然との調和を基調に自然尊重を基本とする農業生産方式(有機農業・自然農法・環境保全型農業など総称して以下、「永続農業」という。)の普及実用化を推進し、自然環境の保全、地域住民の健康増進を図るとともに、地方文化の保護・発展、都市と農村の交流による豊かで美しいまちづくりを進めることにより、地域の振興と活性化に貢献することを

- 目的とする。
- 六 定款の変更内容
 - (一) 役員の種別の変更
 - (二) 役員の選任等の変更
 - (三) 役員の職務の変更

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年八月二十九日
 秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十八年七月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人イーストベガス推進協議会
- 三 代表者の氏名
長谷川 敦
- 四 主たる事務所の所在地
秋田市八橋本町三丁目二十番三十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、秋田県内に居住する市民や、行政、さまざまな機関に対して、「イーストベガス構想」の実現のための調査・研究・提案などに関する事業を行い、秋田県を活性化するため

- のまちづくりを推進し、市民が安心して、また夢を持って生活できる社会の構築に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
 - (一) 会員の種別の変更
 - (二) 役員の定数の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年八月二十九日
 秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名
 南秋田郡五城目町館越字館回百七十二
 本間 清悦

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から申請があった定款変更について、平成十八年八月二十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年八月二十九日
 秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北市角館町礎土地改良区から次のとおり役員

の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北市角館町雲然碓百八十番地 石郷岡勇一

雲然碓前田五十七番地 高橋 謙治

雲然碓二十番地の一 鈴木 邦博

雲然田中百二十五番地 高橋 弘

雲然碓四百八番地の一 高橋 正美

雲然田頭三十三番地 阿部 純榮

雲然碓三十六番地の一 鈴木八寿男

雲然碓百六十番地 石郷岡敏美

下延上野坊五十九番地 青柳 良成

二 就任理事の住所及び氏名

仙北市角館町雲然碓百八十番地 石郷岡勇一

雲然碓四百八番地の一 高橋 正美

雲然碓二十番地の一 鈴木 邦博

雲然碓三十六番地の一 鈴木八寿男

雲然田中百二十五番地 高橋 弘

雲然田頭三十三番地 阿部 純榮

雲然中嶋六十五番地の一 阿部 隆治

雲然碓前田五十七番地 高橋 謙治

下延上野坊五十九番地 青柳 良成

三 退任理事の住所及び氏名

仙北市角館町雲然碓四百十一番地 高橋 寛三

下延上野坊百四十八番地の一 高橋 榮喜

雲然碓百九十二番地の一 伊藤 信男

四 就任理事の住所及び氏名

仙北市角館町雲然碓四百十一番地 高橋 寛三

下延上川原二百五番地 鈴木 幸男

雲然碓百九十二番地の一 伊藤 信男

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名

横手市黒川字寺村二十一 鹿川 稔

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

電子計算組織 五式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(三) 納入期限

平成十八年十一月三十日（木）

(四) 納入場所

秋田県が別途指定する場所

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

電子計算組織 一式 平成十八年十一月ごろ

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(二) (2)の資格に係る申請

(一) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子

計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成十八年十月三日（火）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局総務事務センター（電話番号〇一八八六〇一七四三）

(二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年八月二十九日（火）から同年十月十日（火）までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成十八年八月二十九日（火）から同年十月十日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

入札執行の日時及び場所

平成十八年十月十六日（月）午後一時三十分

秋田県出納局総務事務センター

入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十三年秋田県規則第四号）第六十六条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は

入札に係る電磁的記録に記録するもの。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するものとする。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となる入札と同額の入札をした者が二人以上あるときは、このうち決定する。

(五) 契約書作成の額

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出するもの。

(七) その他

註釋「入札説明書及び仕様書」電磁的記録による。

七 概算

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 5 Computing Equipments

2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 16 October, 2006

3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan

TEL 018-860-2743

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第123号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により公示する。

平成18年8月29日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 実施期日

平成18年10月16日（月）から同月26日（水）まで（10月19日（木）から10月23日（月）までの間を除く。）の午前9時から午後6時までの間

3 実施場所

秋田市御所野地蔵田3丁目1番1号
財団法人 秋田市勤労者福祉振興協会

4 受講定員

30人（定員に達した場合、申込みを打ち切る。）

5 受講対象者

受講対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 最近5年間に2号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に係る警備業務に従事している者

6 受講申込手続

(1) 事前申込

ア 予約専用電話による受付

イ 講習を受けようとする者（以下「講習予約者」という。）は、事前に予約専用電話（電話018-863-1111内線3043、3044）に電話を行い、講習の予約を行うこと。

なお、代理人による予約は受け付けない。

(イ) 電話による予約（以下「予約電話」という。）は、平

成18年9月4日（月）から同月6日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に行うこと。

イ 予約番号の告知

電話を行った者が受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を告知する。

ウ 留意事項

(イ) 予約専用電話以外、予約受付時間外による予約は受け付けない。

(ウ) 電話1回につき、1名の予約を受け付ける。

(イ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した講習申請者が行うこと。

イ 提出期間

平成18年9月19日（火）から9月22日（金）までの午前9時から午後5時までの間

ウ 提出先

県内の各警察署の生活安全課

エ 提出書類

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

写真1枚（申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付けること。

(イ) 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面 1通

a 前記5(1)に該当する者

最近5年間に2号警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者が作成した書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 前記5(2)に該当する者

1級検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

c 前記5(3)に該当する者

2級検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

d 前記5(4)に該当する者

- 旧1級検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し
e 前記5(5)に該当する者
旧2級検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
(ウ) やむを得ない事由により代理人が申請する場合には、本人からの委任状 1通
- 7 講習手数料
38,000円
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
(1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
(2) 講習には、筆記用具及び運動靴(上履用)等を持参すること。
(3) 最終日に、筆記方式の修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
(4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3043、3044)又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄